

## 生活保護費の誤支給について

生活保護費の誤支給について、以下のとおり概要をお知らせします。

### 1. 概要

生活保護費の算定において、年齢更新を令和2年4月1日に行うべきところを更新せず、平成31年4月1日に設定した年齢のままで算定したことから、令和2年4月分及び5月分の生活保護費の誤支給が発生しました。

### 2. 発生原因

生活保護システム機能の不具合により、年齢更新がされていなかったこと及び当該事実の確認が不十分であったことにより生じたものです。

### 3. 対象者数・影響額

対象者数 200世帯 206人

内訳

追加支給対象者 34世帯 38人 影響額 182,580円

返還対象者 166世帯 168人 影響額 505,866円

### 4. 今後の対応

誤支給については、対象者あてにお詫び文を送付し、令和2年6月以降の支給額で調整し支給します。

今後は、システム業者へシステムの不具合が生じることのないよう徹底し、職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努めていきます。

問合せ先

健康福祉部生活相談課

担当：石毛 啓（課長）

電話047-453-9205